

神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

平成23年10月1日

告示第46号

(趣旨)

第1条 町長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等（以下「対象補助設備」という。）を導入する者に対し、予算の範囲内において、神崎町補助金交付規則（昭和40年規則第3号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助金の交付対象事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は町内の住宅（店舗等との併用を含む。）に、次の各号に掲げる設備等（未使用のものに限る。以下この条において同じ。）を各法令に準拠し導入する事業とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる設備等については、一つの契約の工事によるものでなければならない。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) V2H充放電設備

2 補助対象設備の要件は別表1のとおりとする。

3 補助金の交付の申請をした年度内に補助対象事業に係る工事に着工し、同一年度内に工事を完了し、当該年度の3月10日までに実績報告書を提出できるものに限る。

4 補助金は、定置用リチウムイオン蓄電システムにあつては一の住宅に1回に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない

- (1) 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合
 - (2) 過去に補助金の交付を受けて設置した設備について、別に定める期間を経過し、交換又は増設する場合
- 5 補助金は窓の断熱改修及びV2H充放電設備にあつては、一の住宅に1回に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りでない。
- 6 補助金は電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあつては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、申請者ひとりに付き1回に限り交付する。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 補助対象設備を導入する住宅は、別表第2の補助対象設備ごとの要件を満たすものとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、次の要件を満たす者とする。ただし、神崎町暴力団排除条例（平成24年神崎町条例第2号）第2条に規定する暴力団員等を除く。

- (1) 町内に住所を有する個人で自らが所有し居住する住宅に補助対象設備等を導入した者
- (2) 自ら居住する目的で新築住宅を購入する者（窓の断熱改修を除く。）
- (3) 町税に滞納がない者（申請する者が属する世帯にほかの世帯員がある場合には、当該世帯員の全てが町税に滞納がない者）
- (4) 補助対象設備を県が実施する太陽光発電等共同購入支援事業等により購入していない者
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、神崎町住宅

リフォーム補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表第5に示すものとし、補助金の額は別表第6のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては更に当該補助金の額を控除した額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事等に着手する前に、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要（様式第1号別紙1）
- (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（リースでの導入の場合、リース会社が発行する当該リースの支払総額が分かる書類の写し1部を提出しなければならない。なお、複数の対象設備の導入費用を一括してリース費用の総支払額としている場合は、個々の対象設備のリース支払額が分かるよう内訳書を添付しなければならない。）
- (3) 貸与料金の算定根拠明細書（様式第1号別紙2）（補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ）
- (4) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- (5) 補助対象設備の設置予定図面（窓の断熱改修においては、平面図及び立面図）
- (6) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- (7) 町に納付すべき税の納税証明書

(8) その他町長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、第6条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の導入を中止しようとするときは、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書（様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の概要（様式第6号別紙）

(2) 電気事業者との特定契約締結を証する書類（窓の断熱改修を除く。）

- (3) 補助対象設備の設置費等の支払を証する書類・内訳書の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）
- (4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (5) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（窓の断熱改修にあつては、窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。）、
竣工検査の試験記録の写し
- (6) 住民票の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第 1 1 条 町長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書（様式第 7 号）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 1 2 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して 3 0 日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の 3 月 2 0 日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

(財産の処分)

第 1 3 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもつて適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従つてその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第 1 4 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、町長が指定する

期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。ただし、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（様式第9号）により町長の承認を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項で規定する財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、別表第7のとおりとする。
- 3 町長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（様式第10号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は参入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない自由による場合において、町長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（交付決定の取消し等）

第15条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) この要綱に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、神崎町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、町長から発電量等設置効果に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行し、平成23年4月1日以降の契約に係る発電システムから適用する。

別表1 (第2条) 補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であつて、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。 (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系すること。 (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。 (3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。 ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合し

	ているものであること。 イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。 ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの (4) 電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結していること。 (5) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するに当たり、国が令和5年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登

	録されているものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。 ※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）。 補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等 ※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。 ※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300mm×200mm以下の硝子を用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに附属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は、補助対象とできる。
電気自動車	電気自動車電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・

	事業用の別が「自家用」と記載されている 4 輪のものに限る。 (1)申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2)自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (3)自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4)国が令和 5 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている 4 輪のものに限る。 (1)申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2)自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。 (3)自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4)国が令和 5 年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。

V 2 H充放電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
------------	--

別表第2（第3条関係）補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の種類補助対象設備を導入する住宅の要件
太陽光発電システム	(1)定置用リチウムイオン蓄電システムと合わせた1つの契約であること。 (2)次のアからエまでのいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された町内に所在する住宅。 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1)太陽光発電システム（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置

	型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。)と合わせた1つの契約であること。 (2)次のアからエまでのいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された町内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅
窓の断熱改修	(1)窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。 (2)次のいずれかに該当すること ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅 イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1)町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。 なお、接続する住宅用太陽光発電設備は新設・既設を問わない。 (2)町への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅であること (3)別表第 5 において、住宅用太陽光発電設備及びV 2 H 充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、町への実績報告の日までに V 2 H 充放電設備を設置していること。なお、V 2 H 充放電設備は新設・既設を問わない。
V 2 H 充放電設備	(1)町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。 (2)次のアからエまでのいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居

	住の用に供するために町内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された町内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅
--	---

別表第 3（第 3 条関係）補助対象者の要件（共通要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第 2 条第 1 項に掲げる全ての補助対象設備	(1)町内に住所を有する個人であること。（実績報告の日までに、町内に居住し住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき登録されているものを含む。） (2)自ら又は自らと同一の世帯を構成する者の全員が町税を滞納していないこと。 (3)設備の設備費等を負担し、設備等を所有すること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより購入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）

	(4)補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当額を還元するものとする。なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。 ア リース期間が第14条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。 イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。
--	---

別表第4（第3条関係）補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）
太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電システム	(1)補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (2)補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備の同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、本要綱及び県の他の同種の補助金を受けていないこと。

	ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表 7 に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りでない。
窓の断熱改修	(1)補助対象設備を導入する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (2)補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が本要綱及び神崎町住宅リフォーム補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
V 2 H 充放電設備	(1)補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (2)補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備の同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、本要綱に基づく補助を受けていないこと。

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1)補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が本要綱に基づく補助を受けていないこと。
----------------------	--

別表5（第5条）補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他附属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付け・配線工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付け・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス及び窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓附属部材費は対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

別表6（第5条）補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額
-----------	-------

類	
太陽光発電システム	単価 10,000 円/kW (上限 40,000 円)
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 70,000 円
窓の断熱改修	補助対象経費 × 1/4 (上限 80,000 円)
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及び V2H 充放電設備を併設する場合 上限 150,000 円
V2H 充放電設備	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限 100,000 円
	補助対象経費 × 1/10 (上限 250,000 円)

備考 各設備とも補助金の額が補助対象経費の総額を上回るときは、当該補助対象経費の総額を限度とし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第 7 (第 14 条関係) 財産処分制限期間

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
太陽光発電システム	17 年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6 年
窓の断熱改修	10 年
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	4 年
V2H 充放電設備	5 年